

愛媛県 新型コロナウイルス感染症対策 慰労金・支援金 申請受付及び実績報告

申請がまだお済みでない医療機関、事業所等の方はお急ぎください！！

申請受付は令和3年2月28日で終了します

愛媛県では、介護・障害福祉サービス事業所・施設などの職員の方に慰労金の給付を行うほか、医療機関、事業所、施設等に対して、感染症の対策に係る支援金を交付します。（事業完了後は、実績報告書の提出が必要です。）

慰労金

新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中、強い使命感をもって業務に従事された職員の方に、慰労金を交付しています。



対象

令和2年3月2日～6月30日に通算10日以上勤務した介護・障害福祉サービス施設等の職員等

受付

令和2年7月29日～令和3年2月28日まで
※医療の慰労金の申請受付は10月末をもって終了しましたが、未申請の方はご相談ください。（2月26日まで）

支援金

医療機関等、介護・障害福祉サービス事業所・施設における新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための取組みに、支援金を交付しています。

申請

概算額での申請が可能です。
早期に申請し、感染拡大防止の取組み等にご活用ください。

受付

令和2年7月29日～令和3年2月28日まで

実績報告

事業完了後、速やかに提出をお願いします。
最終提出期限：令和3年3月31日【厳守】

※期限までに提出がない場合は慰労金・支援金を全額返還していただく場合がございます。

（慰労金を個人申請された方及び医療支援金を「精算申請」された医療機関等を除く）

お問い合わせ

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策
慰労金・支援金コールセンター

TEL 089-909-3843

平日9:00～17:00（土日祝日を除く）

申請にあたっての留意事項

申請について

- 介護・障がい分野は、支援金を申請する場合は、慰労金申請と併せて申請してください。支援金を申請しない場合は慰労金のみ記載して申請してください。
- 介護・障害福祉サービス事業所・施設等からの申請は、事業所単位ではなく、法人単位で申請してください。
- 支援金は概算で申請できます。新型コロナなどの感染症防止対策に役立てるため、早期申請に御協力ください。
- 原則、申請は専用のオンラインシステム、インターネットでお願いします。
※申請に不備等あれば慰労金・支援金の支払いが遅れますので、県ホームページ・申請マニュアルをご確認のうえ、申請してください。

慰労金について

- 慰労金は、事業主が労働者への賃金、給料、手当等として支払うものではありません。非課税所得となるため、源泉徴収しないよう注意してください。
- 慰労金の支給は、医療機関や介護・障害福祉サービス事業所・施設など複数の場所で勤務する職員への慰労金を含めて、1人につき1回の申請となります。他の施設での申請がないか確認の上、申請してください。

実績報告について

- 事業完了後、速やかに実績報告を提出してください。遅くとも3月末までに提出をお願いします。
- 実績報告は証憑書類を添付の上、下記事務センターに紙で提出してください。
〒790-8799 松山中央郵便局留
愛媛県新型コロナウイルス感染症対策慰労金・支援金事務センター宛
- 証憑書類について、口座振込で領収書が徴収できない場合や購入内容の記載がない場合は、通帳のコピーと納品書のコピーを組み合わせるなどして提出してください。
- 実績が交付決定額を上回ったとしても増額はできません。申請時に精査してください。

詳しくは愛媛県ホームページをご覧ください

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策包括支援事業
(慰労金・支援金)について(愛媛県ホームページ)

愛媛県慰労金・支援金

検索

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/covid-19sienkin.html>

